

# 私立専修学校設置認可基準一覧

区分	基準概要	根拠法令																																
教育内容	目的	職業・実生活に必要な能力の育成、教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う	学法124条																															
	分野	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養	省令2条																															
	課程 (入学資格)	専門課程：高校卒業程度の者に対し、高等学校教育の基礎の上に教育を行う 「専門学校」 高等課程：中学校卒業程度の者に対し、中学校教育の基礎の上に教育を行う 「高等専修学校」 一般課程：入学資格として学歴を問わず過去の特定の学校教育を基礎としない教育を行う ・各課程に1以上の学科を置く：(例)「〇〇専門課程 〇〇学科」	学法125条  省令3条																															
	定員	同時に授業を受ける生徒定員が各分野の課程ごとに40人以上であること ※1学級は原則として40人以下	学法124条 省令6条																															
	修業年限	1年以上	学法124条																															
	授業時数	年間800単位時間以上 (夜間学科等は年間450単位時間以上、修業までに800単位時間以上) ・高等課程：1/10程度を一般教養科目に充てる	省令16条 専修内規第3																															
	校長	教育に関する識見を有し、教育・学術・文化に関する業務に5年以上従事した者	学法129条 専修内規第4																															
教職員組織	資格	担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する次のいずれかの者 ①専門課程修了(修業年限)+関連業務=6年 ②大卒+関連業務(2年)、短大・高専卒+関連業務(4年) ③高校教諭経験(2年) ④修士・専門職学位を有する者 ⑤特定分野で特に優れた知識・技術・技能・経験を有する者 ⑥その他同等以上の能力があると認められる者	省令41条																															
		①専門課程教員資格者 ②専門課程修了(修業年限)+関連業務=4年 ③短大・高専卒+関連業務(2年) ④学士の学位を有する者 ⑤その他同等以上の能力があると認められる者	省令42条																															
		①専門・高等課程教員資格者 ②高卒・中等教育学校卒+関連業務(4年) ③その他同等以上の能力があると認められる者	省令43条																															
	教員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>分野</th> <th>生徒総定員</th> <th>教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専門課程</td> <td rowspan="4">工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉</td> <td>～ 80人</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81～200人</td> <td>3 + <math>\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}</math></td> </tr> <tr> <td>201～600人</td> <td>6 + <math>\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}</math></td> </tr> <tr> <td>601～</td> <td>14 + <math>\frac{\text{生徒総定員}-600}{60}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高等課程</td> <td rowspan="4">商業実務、服飾・家政、文化・教養</td> <td>～ 80人</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81～200人</td> <td>3 + <math>\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}</math></td> </tr> <tr> <td>201～400人</td> <td>6 + <math>\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}</math></td> </tr> <tr> <td>401～</td> <td>10 + <math>\frac{\text{生徒総定員}-400}{60}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般課程</td> <td rowspan="3">工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養</td> <td>～ 80人</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81～200人</td> <td>3 + <math>\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}</math></td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>6 + <math>\frac{\text{生徒総定員}-200}{60}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>・基準人数の1/2以上は専任の教員(最低3人)                      ・学級数以上の専任教員                      ・夜間等学科などを併置する場合は相当数を増員</p>	課程	分野	生徒総定員	教員数	専門課程	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉	～ 80人	3	81～200人	3 + $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$	201～600人	6 + $\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$	601～	14 + $\frac{\text{生徒総定員}-600}{60}$	高等課程	商業実務、服飾・家政、文化・教養	～ 80人	3	81～200人	3 + $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$	201～400人	6 + $\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$	401～	10 + $\frac{\text{生徒総定員}-400}{60}$	一般課程	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養	～ 80人	3	81～200人	3 + $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$	201～	6 + $\frac{\text{生徒総定員}-200}{60}$
課程	分野	生徒総定員	教員数																															
専門課程	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉	～ 80人	3																															
		81～200人	3 + $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$																															
		201～600人	6 + $\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$																															
		601～	14 + $\frac{\text{生徒総定員}-600}{60}$																															
高等課程	商業実務、服飾・家政、文化・教養	～ 80人	3																															
		81～200人	3 + $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$																															
		201～400人	6 + $\frac{\text{生徒総定員}-200}{50}$																															
		401～	10 + $\frac{\text{生徒総定員}-400}{60}$																															
一般課程	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養	～ 80人	3																															
		81～200人	3 + $\frac{\text{生徒総定員}-80}{40}$																															
		201～	6 + $\frac{\text{生徒総定員}-200}{60}$																															
その他	校医、事務職員等を置く	学校保健安全法 32条 専修内規第6																																

区分	基準概要	根拠法令																												
位置・環境	教育上・保健衛生上適切なこと	省令44条																												
校地	<p>原則自己所有（負担付又は借用でないこと）</p> <p>次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には借用可能</p> <p>①借用部分が校地面積の2分の1以下で、所有することが困難な場合</p> <p>②借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合</p> <p>③借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、準学校法人への寄付又は譲渡が困難な場合</p> <p>④①～③までの規定にかかわらず特別な事情がある場合</p> <p>※上記①・③・④の場合、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、登記を要する。ただし、登記できない特別な事由がある場合は公正証書の作成を要する。</p> <p>※上記②の場合、長期にわたり安定して使用できる条件を具備していること。20年以上の安定的な使用確保が確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等による借用を認める。</p>	省令45条 専修内規第7 法人基準第2 法人内規第3																												
校舎	<p>原則自己所有（負担付又は借用でないこと）</p> <p>次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実と認められる場合には借用可能</p> <p>①校舎が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産のため、所有することが困難な場合</p> <p>②①の規定にかかわらず特別な事情がある場合</p> <p>※上記②の場合、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、登記を要する。ただし、登記できない特別な事由がある場合は、公正証書の作成を要する。</p> <p>※上記①の場合、長期にわたり安定して使用できる条件を具備していること。20年以上の安定的な使用確保が確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等による借用を認める。</p>	省令46条 専修内規第8 法人基準第2 法人内規第3																												
教室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的、生徒数、課程に応じた教室、教員室、事務室、図書室、保健室、教員研究室等を備える</li> <li>普通教室は、学級数と同数以上。生徒1人当たり1.5㎡以上</li> </ul>	省令46条 専修内規第8																												
用途	学校用途として指定されていること（建築確認済証、検査済証の写し）	建築基準法6条																												
面積	<table border="1" data-bbox="387 1585 1230 1973"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>分野</th> <th>生徒総定員</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専門課程</td> <td rowspan="2">工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉</td> <td>～40人</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>41人～</td> <td>260+3.0×(生徒総定員-40)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等課程</td> <td rowspan="2">商業実務、服飾・家政、文化・教養</td> <td>～40人</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>41人～</td> <td>200+2.5×(生徒総定員-40)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般課程</td> <td rowspan="2">工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉</td> <td>～40人</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>41人～</td> <td>130+2.5×(生徒総定員-40)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">商業実務、服飾・家政、文化・教養</td> <td>～40人</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>41人～</td> <td>130+2.3×(生徒総定員-40)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・基準面積の3/5以上は、直接生徒の使用する教室・実習室等に充てる</p>	課程	分野	生徒総定員	面積 (㎡)	専門課程	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉	～40人	260	41人～	260+3.0×(生徒総定員-40)	高等課程	商業実務、服飾・家政、文化・教養	～40人	200	41人～	200+2.5×(生徒総定員-40)	一般課程	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉	～40人	130	41人～	130+2.5×(生徒総定員-40)		商業実務、服飾・家政、文化・教養	～40人	130	41人～	130+2.3×(生徒総定員-40)	省令47・48条 別表第2 第4  専修内規第8
課程	分野	生徒総定員	面積 (㎡)																											
専門課程	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉	～40人	260																											
		41人～	260+3.0×(生徒総定員-40)																											
高等課程	商業実務、服飾・家政、文化・教養	～40人	200																											
		41人～	200+2.5×(生徒総定員-40)																											
一般課程	工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉	～40人	130																											
		41人～	130+2.5×(生徒総定員-40)																											
	商業実務、服飾・家政、文化・教養	～40人	130																											
		41人～	130+2.3×(生徒総定員-40)																											
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的、生徒数、課程に応じた機械、器具、標本、図書（生徒1人当たり5冊以上）等を自己所有（夜間に授業を行う場合は適当な照明設備）</li> <li>便器数基準あり</li> </ul>	省令49・50条 専修内規第8・9																												

施設設備

区分	基準概要	根拠法令
名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法第1条に規定する学校、大学院、その他都内の既設認可校等の名称（類似の名称を含む）を使用してはならない</li> <li>高等課程を設置するもの以外は高等専修学校の名称を、また、専門課程を設置するもの以外は専門学校を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を使用してはならない</li> <li>目的、課程、分野にふさわしいもの</li> </ul>	学法135条 専修内規第14 省令52条
設置者	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校を運営するために必要な経済的基礎、知識、経験を有すること</li> <li>社会的信望を有すること</li> <li>学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として学校法人</li> </ul>	学法127条 専修内規第2
担当機関窓口 (相談・申請等)	各区役所又は市役所 ※ただし、市部における資格免許の認定又は指定校については、東京都生活文化局私学部 私学行政課	

(注記) 学法：学校教育法 省令：専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）  
 専修内規：東京都私立専修学校設置認可取扱内規  
 法人基準：準学校法人設立認可基準 法人内規：東京都準学校法人設立認可取扱内規

(参考) 附帯教育：本来の専修学校の教育に支障のない限り、当該専修学校の教員・施設・設備等を利用して専修学校以外の教育を行うことができる。  
 ※恒常的に行う場合（週2回1か月以上のもの）は学則に記載すること。  
 ※各種学校の要件に該当する場合は、別途各種学校の認可を受けること。